

次世代法に基づく一般事業主行動計画

境港海陸運送株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「全ての社員が、その能力を業務に十分発揮することを前提に、仕事と生活の調和を図り、子育てをはじめとする生活全般とのバランスについて多様な考え方を尊重し、自律的にそれぞれのライフデザインを実現すること」、また、「地域における子育てを中心とする活動に積極的に貢献し、企業市民として社会的責任を果たすこと」を目指し、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2017年4月1日より2020年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

所定外労働時間の削減に向けた意識啓発等の実施

<目標1を達成するための対策>

- 所定外労働の削減に向けて安易に残業するという意識を改革する。そのため、業務改善を図り総労働時間の短縮に向けて、社内イントラや管理職を含めた諸会議等とおして従業員へ啓発する。また、恒常的に長時間労働となっている拠点には、現地ヒアリングを行い、指導・徹底を図る。

目標2

社員に対する育児休業制度の周知徹底および新たに育児休業が取得可能となる社員への制度利用の推進

<目標2を達成するための対策>

- 社内規程の周知徹底を図るため、社内イントラ上に規程を継続的に掲示する。
- 新たに育児休業の取得可能な社員に対し、制度の説明や取得に関するヒアリングを行い、育児休業制度の利用促進を図る。

目標3

年次有給休暇の取得状況を把握し取得率の向上を図る

<目標3を達成するための対策>

- 半期ごとに状況を把握し、取得率の分析を図る。
- 取得率向上に向け従業員に対して、現地ヒアリングを行い意識啓発を行う。

以上